令和８年 11 月 20 日
<問い合わせ先>
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年９月８日(火)から令和８年 10 月８日(木)までの期間において、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※　104 の個人・団体から合計 268 件のご意見等をいただきました。

※　とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※　本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※　以下、「法」とあるのは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を指します。

※　以下、「規則」とあるのは建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）を指します。

意見（要約）	**回答**
（1）建築基準法令に係る行政手続のワンスオンリー化について	
改正前の建築計画概要書第三面の付近見取図については、住宅地図、インターネット地図、手書き図面等の取扱いが特定行政庁ごとに異なっている。申請者の負担軽減や運用統一の観点から、付近見取図の作成・添付に関する統一的な考え方を示してほしい。	システム共通化に向けた今後の検討事項とさせていただきます。
建築計画概要書の廃止に伴う構造計算適合性判定申請書の改正により、構造計算適合性判定機関のシステム改修や確認業務の増加が生じるため、同様式に記載項目を追加するのではなく、構造計算適合性判定申請書に確認申請書・計画通知書の申請様式を添付することとしてほしい。	現行の規定では、法第６条の３の規定による構造計算適合性判定の申請を行う際に建築計画概要書の提出を求めていますが、建築計画概要書の廃止に伴い、建築計画概要書に記載があり構造計算適合性判定申請書にない項目であって、構造計算適合性判定の業務に必要なものについて、単一の様式で引き続き申請先の主体が把握できるよう、記載項目の追加を行っているものです。
定期調査報告書等の様式改正について経過措置はあるか。令和 10 年４月１日以降に報告する場合、調査日・検査日が施行日前であれば旧様式を使用できるのか、それとも調査日・検査日にかかわらず全てが新様式でないと報告はできないのか。	経過措置を設けていないため、改正前の様式は、本省令の施行日である令和 10 年４月１日以降に行う報告にあたって使用することができなくなります。

別記第36号の２様式の注意事項⑧の５欄ロ及び別記第36号の４様式の注意事項④の４欄ロにおける「法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたものを除く」とは、既存不適格に係る事項は記載しないとの理解でよいか。また、この取扱いは当該事項が閲覧対象となることによるものか。	改正後の別記第36号の２様式の第一面５欄【ロ.指摘の概要】については、改正前の同様式における第三面２欄【ロ.指摘の概要】に相当する内容の記載を求めておりますので、従前の同欄の取扱いを継続することができます。 改正後の別記第36号の４様式における第一面４欄【ロ.指摘の概要】についても、改正前の別記第36号の６様式における第二面６欄・10欄・14欄及び18欄の【ロ.指摘の概要】に対応する欄として、上記と同様の取扱いをするものです。
ワンスオンリー化及び様式の押印廃止に係る改正について、施行までに共通システムの導入等によるオンライン化が必要とされているが、これらの改正になぜオンライン化が必要となるのか。また、特定行政庁に具体的に何が求められ、何を準備する必要があるのか示してほしい。	ワンスオンリー化による概要書の廃止により、概要事項が記載された書類の閲覧は台帳に記載された情報をもとに行われることから、確認申請、定期報告、指定確認検査機関からの確認審査報告等の受付及びこれらに伴い必要となる台帳への記載が情報システム等を活用して行われることが、特定行政庁における書類の閲覧に係る業務の効率的な執行に不可欠となります。特定行政庁におかれては、本省令の施行に向け、関係する指定確認検査機関と連携の上、共通システムをはじめとする情報システムを活用した電子データによる申請又は報告の受付及び台帳作成のために必要な体制を確実に整備いただきたいと考えております。
定期調査・検査報告書の「調査及び検査の状況」について、「未実施」の欄が「該当なし」に変更されているが、同様式の注意書きは「報告の対象となっていない場合」に「✔」マークを入れるままとなっている。定期報告対象だが調査・検査を実施していない場合は「該当なし」にも当てはまらないということか。仮に「該当なし」に当てはまる場合は、報告対象外のものと同じ表記になってしまうということでよいか。	定期調査・検査報告書においては、報告の対象に該当しない場合を除き、報告が実施されないことは想定されないことから、制度の趣旨を踏まえて表現の適正化を図ったものです。 従前の様式においても、「報告の対象に該当しない場合」と「報告の対象であるが実施していない場合」の両方が「未実施」と表記され、当該欄にチェックを入れていたところ、改正後の様式において報告を実施しない場合には、「該当なし」欄にチェックを入れていただくことを想定しています。

確認申請を伴う建築工事届や計画通知についても、ワンスオンリー化の対象としてほしい。	ご意見として、今後の参考とさせていただきます。
指定確認検査機関から特定行政庁への報告にあたり、指定確認検査機関は特定行政庁に新様式第２面から第７面までを送付することになるが、従来は紙にて送付していたところ、令和 10 年 4 月 1 日以降は電子送付に完全に切り替わるという理解でよいか。	本省令により指定確認検査機関から特定行政庁への電子報告が義務付けられるものではありません。ただし DX 推進の観点から電子報告が望ましいと考えられます。
ワンスオンリー化・電子化により、現場で生じるやむを得ない軽微な変更等の事後的な修正が困難となることのないよう、軽微な変更を迅速かつ簡便に処理・反映できるシステムを整備してほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
多くの特定行政庁では条例等により建築主や地名地番の変更の届出を求めているが､新様式ではこれらの変更履歴の記載欄がなく、処分等の概要書の廃止により履歴把握が困難となり、特定行政庁が独自に情報管理や照合作業を行う必要が生じる。電子化による利便性を損なわないために、建築主や地名地番に変更があった場合は、その履歴を確認申請書に記載できるよう、第三面の注意書きへの追加を検討していただきたい。	建築主の変更等の把握や変更履歴の台帳記載のあり方については、システム整備に向けた今後の検討事項とさせていただきます。 なお、変更履歴の法令上の取扱いについては、従前から変更ございません。

定期報告の報告内容や様式は特定行政庁ごとに異なる場合があるが、オンライン化に当たり、全国共通の項目を設けるのか、各特定行政庁が個別に項目を設定するのか。全国共通の項目の入力を求めることを想定している場合、特定行政庁ごとに異なる項目について、各特定行政庁はどういった対応を行うことが想定されているのか等、運用方針を示してほしい。	定期報告の内容については別記様式で定める記載事項が全国共通の項目となります。その上で、オンライン化にあたって用いるシステムの選定は各特定行政庁の運用に委ねられておりますが、共通システムにおいての入力を利用者に求める場合は、規則第６条の３で定める「その他特定行政庁が必要と認める事項」について、現時点では、各特定行政庁が入力項目をシステム上で独自に設定する必要はないこととする方針です。
別記第 36 号の２様式第一面【5 調査による指摘の概要】【イ.指摘の内容】について、調査項目のうち特定行政庁が定めた項目「７上記以外の調査項目」のチェック欄を追加してほしい。 追加しない場合、該当する項目がないため、✔はせず、【ロ指摘の概要】に指摘の概要を記入するだけでよろしいか。	特定行政庁が定めた項目については、【イ.指摘の内容】の「その他」にチェックを入れていただいた上で、【ロ指摘の概要】に指摘の概要を記入いただくことを想定しております。
建築計画概要書の廃止に伴い、その閲覧対象事項を確認申請書に記載する場合、当該事項の保存年限はどのようになるのか。確認申請書と同様に 15 年保存となる、又は特定行政庁によって保存年限が異なることになるのであれば、建築計画概要書を滅失まで保存するとしてきた従来の運用からは大幅に保存年限が変更されることとなり、支障が生じるのではないか。	建築計画概要事項が記載された書類及び台帳は、引き続き当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供することができるようにする必要があります。台帳から建築計画概要事項を抽出して閲覧に供する場合には、台帳は引き続き滅失まで保存する必要があり、確認申請書のみで閲覧に対応する場合は、当該確認申請書を滅失まで保存する必要があります。 なお、配置図の情報については、15 年経過以後も引き続き建築物が滅失・除却されるまで保存し、閲覧可能な状態にする必要があります。
建築確認に付随する一連の手続を電子化できるよう、建築確認電子申請受付システムの許可・認定手続への拡充に当たっては、建築基準法に基づく許可だけでなく、関係法令や建築基準条例に基づく許認可・届出等にも対応できる柔軟な設計としてほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。

建築計画概要書を廃止しても、それに代わる改正後の申請書の作成が必要となるため、申請者の負担軽減になるとは考えにくく、自治体にも地元設計事務所等への制度説明など新たな事務負担が生じることから、改正の効果を慎重に検討してほしい。	現行では確認申請書と建築計画概要書の両方の提出を確認申請時に求めていたところ、改正により建築計画概要書の作成が不要となり、確認申請書のみの提出となることで、申請者の行政手続のワンスオンリー化を進めるものです。 改正後の確認申請書では原則として従前の確認申請書及び建築計画概要書に記載していた事項の記載のみを求めるため、申請者の作成に係る負担は増加しないものと考えております。 また、審査者にとっても、申請書と概要書の整合の確認が不要となるなど、負担の軽減に寄与するものと考えております。
（２）特定行政庁の台帳記載事項及び閲覧対象書類の見直しについて	
第６条の３第１項第１号イ「台帳の記載事項等」に、別記第２号様式の第七面（付近見取図及び配置図）が含まれていないのは何故か。建物位置や建築時の敷地状況を把握するために重要であることから、第七面も台帳記載事項としてほしい。	付近見取図及び配置図（改正前の建築計画概要書第三面）は、従前より台帳記載事項の対象外とした上で閲覧対象に含めるものとしており、改正後も同様の扱いとなります。
改正後の規則第 11 条の３第１項第１号イ及び同号ハによると、確認申請書の第二面、第三面、第七面が閲覧対象だが、これらの写しを従来の建築計画概要事項として閲覧に供することは可能か。また、別紙を添付した報告を受けた際の紙のサイズ等、閲覧に供する場合に留意する事項はあるか。	確認申請書の第二面、第三面、第七面の写しをもって概要事項の閲覧に対応することは可能です。 また、第七面について別紙の添付による報告がなされた場合、当該別紙を閲覧に供することとなります。 別紙のサイズは問いません。
建築計画概要書制度が創設される前の台帳情報についても、新たな閲覧制度における閲覧対象の範囲内であれば、閲覧に供することは可能か。	貴見のとおりです。

各行政庁で台帳の様式や名称、記載内容が異なり、不動産関係の実務で混乱が生じているため、今回の改正に伴い、必要な記載事項を定めた全国統一の台帳の仕様を法定様式として定めてほしい。法定様式を定めない場合は、その理由を示してほしい。	従前においても台帳の様式等については定めていないところ、改正後もオンラインでの閲覧を可能とする情報システム等における台帳の仕様に則って運用されることとなるため、法定様式は設けないこととしています。
建築計画概要書等の廃止後、これまでの建築計画概要書等を閲覧に供する方法に変更はあるのか。	改正後の閲覧事務については、従前の取扱いに加え、情報システムにおける台帳に記載された建築計画概要事項から閲覧に供する事項を機械的に抽出する取扱いをすることができます。
令和 10 年 4 月以前の確認申請について、閲覧システムへのデータ実装はどのように行うのか。既存の建築計画概要書では、本来記録すべきデータに比べて少ない情報しか掲載されておらず、不都合が生じるのではないか。	本省令の施行以前の建築計画概要書に記載された事項を情報システムに登録する場合、当該概要書が提出された時点での内容を登録するのみで差し支えありません。
閲覧に供する事項について、省エネ適合性判定、構造計算適合性判定、性能評価、長期優良住宅認定、低炭素建築物認定等の実施状況も把握できるようにしてほしい。	建築物及びその敷地に関して受けた許可・認定等については、確認申請書第三面【14.許可・認定等】に記載するよう注意書きで求めており、これらの事項については閲覧に供されます。
法第 88 条第１項に掲げる工作物について、工作物確認申請の申請書情報が閲覧対象とされておらず、築造場所、築造主や工作物の概要を確認できないのではないか。法第 88 条第２項に掲げる工作物のみ築造計画概要事項を閲覧対象として位置づけているのは何故か。	現行においても法第 88 条第２項の工作物に係る処分等に関する事項のみが同項の規定により準用する法第93条の２の規定により閲覧対象とされているところ、概要書の廃止に伴い従前と同様の事項を閲覧対象としているものです。

仮使用認定、許可、認定及び全体計画認定に関する図書等の保存期間を特定行政庁が定めるに当たり、目安となる期間及び確認申請の保存期間を 15 年としている根拠について技術的助言等で示してほしい。	仮使用認定、許可、認定及び全体計画認定に関する図書等の保存期間について、各特定行政庁の既存の運用を尊重する趣旨から、一律の目安となる期間は設けておりません。なお、確認申請の保存期間は、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年国土交通省令第 66 号）による規則の改正により 15 年と定められましたが、これは従前、各地方公共団体の規則で概ね１～５年の期間が定められていたところ、建築規制の実効性の確保を図る上で、確認申請に係る図書の保存は極めて重要であることから 15 年としたものです。
施行日前の確認等の処分等に係る建築計画概要書等について、改正後も廃棄せず従来どおり保存・閲覧を継続すべきであり、附則の「従前の例によることができる」を「従前の例による」とする、又は技術的助言等によりその取扱いを明確にしてほしい。	従前の手続においても、本省令による改正後の手続においても、閲覧の対象となる事項は原則として変わるものではありません。このため、施行日後において、従前の概要書が提出された時点における概要書の内容が電磁的方法等により保存され、建築物の滅失又は除却まで閲覧に供することができる状態となった場合には、当該概要書の保存を求めるものではありません。 なお、本省令の附則に規定する経過措置は、従前の概要書に記載された事項の台帳記載及び閲覧の方法について、その具体的な運用を各特定行政庁の判断に委ねる趣旨から、「従前の例による」とはせず、「従前の例によることができる」と規定したものです。また、各特定行政庁における対応状況に差異があることを踏まえ、本改正においては期限を設けない経過措置としています。 従前の概要書に記載された事項についても、できる限り情報システム上の台帳に記録し、閲覧に供することが望ましいと考えております。
定期報告に係る閲覧書類について、過去の報告分を含め全てを当該建築物が滅失・除却されるまで閲覧に供する必要があるのか、それとも直近の報告分のみでよいのか。	当該建築物が滅失又は除却されるまで、過去の定期報告概要事項すべてを閲覧に供することができるようにする必要があります。 用途変更等により定期報告の対象外になった場合でも同様です。

現行の規則第６条の３第５項第２号では定期調査報告等に係る書類について特定行政庁が保存期間を定めることとしている一方、改正後の規則第 11 条の３第２項では特定行政庁が「建築物定期調査報告概要事項を記載した書類」を建築物の滅失・除却まで閲覧に供することとしている。「建築物定期調査報告概要事項を記載した書類」は、現行の規則第５条第３項の定期報告関係書類とは別の書類として保存・閲覧することを想定しているのか。	現行の規則第６条の３第５項第２号（改正後の同条第４項第２号）においては、定期報告関係書類として第５条第３項に定める書類を特定行政庁が定める期間保存することとしておりますが、同項に定める書類のうち、「建築物定期調査報告概要事項を記載した書類」については、建築物の滅失・除却まで、閲覧に供することとしております。
台帳記載事項の閲覧方法について、紙による窓口閲覧、電子データを利用した窓口閲覧、インターネット上での公開閲覧のいずれを想定しているのか。また、インターネット上での公開閲覧とする場合、建築主等の電話番号以外の個人情報については、「当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの」と考えてよいか。	本改正によりいずれの閲覧方法も妨げられるものではありませんが、電子データを利用した窓口又はインターネット上での閲覧を想定しております。 また、建築主等の電話番号以外の概要事項は、規則第 11 条の３第 1 項に規定する閲覧対象であり、法第 93 条の２に規定する「当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの」には該当しません。 窓口等で省令に定める事項を全て閲覧に供する場合にあっては、オンライン閲覧については、特定行政庁の判断により閲覧の対象部分を限定することは差し支えありません。 なお、共通システムにおけるオンライン閲覧は、現時点では、システムを利用する特定行政庁が閲覧対象部分を設定して表示する仕様とする方針です。
所有者及び管理者の個人情報が、閲覧対象となった理由を教えていただきたい。特に、管理者の情報は誰でも閲覧可能な建物登記等にも記載されていない。	定期調査報告概要事項の閲覧は、周辺住民の協力のもとに違反建築物の発生を未然に防止するとともに、併せて違反建築物の取引を防止しようとする趣旨の制度であることから、現行の制度と同様に、所有者及び管理者の情報について閲覧対象に含めているものです。

令和６年地方分権提案の対応方針とされた個人情報の取扱いの整理について、今回の改正では明確でないため、各特定行政庁の判断に委ねることなく、電子閲覧における個人情報の取扱いを全国統一のルールとして整理・明示してほしい。 また、本改正により閲覧事務においては建築主の電話番号をマスキングする作業が必要となり、事務負担が増加するため、建築計画概要書その他の閲覧書類について現行の制度を継続してほしい。	個人情報を含め、閲覧の対象となる情報は規則第 11 条の３第１項に規定のとおりです。閲覧制度の趣旨に鑑み、今回の改正においては、個人情報の閲覧の取扱いについての見直しは行っていません。 一般論として、閲覧事務において情報システムを使用する場合、閲覧に供する事項を台帳データから抽出して行うことができるよう改修すること等が想定されます。 なお、改正後の閲覧事務については、現時点では、共通システムにおける台帳に記載された建築計画概要事項から閲覧に供する事項を抽出して行うことができる予定であるため、共通システムの利用により電話番号等の非公開情報を閲覧対象から除く作業は負担なく実施できるようになるものと想定しています。
自治体では、多額の費用を投入し、GIS と連携した建築計画概要書閲覧システムを既に整備している。国が構築する閲覧システムについて、こうした既存システムとの互換・連携を可能とし、柔軟に連携できるシステム設計としてほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
国が構築する建築計画概要書の閲覧システムと、自治体が既に整備している閲覧システムとの連携ができない場合、それぞれのシステムを並行して運用することとなるのか示してほしい。	複数のシステムを並行して運用することが可能です。なお、今回の改正によって共通システムの導入を義務付けるものではなく、建築計画概要書のインターネット上での閲覧対応は任意であり、特定行政庁において対応を判断いただくこととなります。

令和 10 年度以降、確認申請を受け付ける場合や指定確認検査機関から審査報告書等を紙で受け付ける場合において、行政庁の事務負担を軽減するため、行政庁の判断により、概要事項に該当する申請書第 2 面、第 3 面及び第 7 面を申請書とは別に提出するよう求めることができる旨を明記してほしい。	特定行政庁として概要事項に該当する申請書の提出を求めることは否定されるものではありませんが、本改正は申請者の手続のワンスオンリー化を目的として概要書の廃止等を行うものであることにご留意ください。
「台帳記載事項証明書の発行等について」（平成 29 年 3 月 31 日国住指第 4546 号）における台帳記載事項証明書について、概要書の廃止以降の建築確認・定期調査・検査等に係る申請又は報告は、各特定行政庁の判断で台帳記載事項証明書を発行しない取扱いを可能とする旨の通知を発出していただきたい。又は、今回の改正を踏まえた建築基準法上で台帳記載事項証明書の立ち位置を明文化していただきたい。	台帳記載事項証明書は、確認済証や検査済証を紛失した際の代替書類としての役割や、建築計画概要書が存在しない物件についての情報を閲覧するための手段として、引き続きの対応をお願いしたいと考えております。 建築基準法令における台帳記載事項証明書の位置付けに係るご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
本改正により台帳記載事項が改正されたことにより、台帳記載事項証明書の書式を変更する必要はあるか。	台帳記載事項証明書の記載事項は法定のものではなく、各特定行政庁の判断によることとなります。
本市では、「概要書及び台帳記載事項証明書」、「概要書及び処分の概要書」又は「台帳記載事項証明書」の発行を建築年代に応じて３パターンに分けて取り扱う運用を行っているが、この運用を引き続き行うことは差し支えないか。	貴見のとおりです。

書類の閲覧について、個人情報が含まれることから閲覧できる者を制限するとともに、営業目的の大量閲覧を規制してほしい。また、建築主の住所は閲覧対象から除外してほしい。	「建築計画概要書その他の書類の閲覧について」（平成 21 年 11 月 18 日国住指第 3133 号）で通知しているとおり、営業目的など閲覧制度の趣旨から逸脱する請求について特定行政庁は当該請求を拒否することができることとしております。個別の情報システムを利用する場合にも、上記通知の趣旨を踏まえた対応をお願いいたします。共通システムにおいても、閲覧制度の趣旨を逸脱する閲覧を制限する仕様を検討する予定です。 また、建築計画概要事項の閲覧は、周辺住民の協力のもとに違反建築物の発生を未然に防止するとともに、併せて違反建築物の売買を防止しようとする趣旨の制度であることから、建築行為の責任者たる建築主の住所を閲覧対象に含めているものです。
システム未対応の期間中は、各申請書の閲覧対象事項が記載された面を閲覧に供することとなるため、建築主の電話番号等の閲覧対象外の事項は申請書の記載項目から削除してほしい。削除が困難な場合は、閲覧に供する可能性のある面とは別の面に記載するよう様式を改めてほしい。 また、そもそも報告書に電話番号を記載する必要はあるのか。	確認申請書の第二面は建築主等の概要を記載する面であること、また、改正後の閲覧事務については、情報システムにおいては台帳に記載された建築計画概要事項から閲覧に供する事項を抽出することができるため、電話番号等の非公開情報を閲覧対象から除く作業を大きな負担なく行うことができると考えられることから、建築主の電話番号等は現行と同様の面に記載することとしています。 また、所有者・管理者の電話番号については、特定行政庁が是正指導等を行う上で必要な情報であることから、報告書への記載を求めているものです。
改正後、民間確認検査機関から確認審査報告として受理した確認申請書等について、PDF 等の電磁的記録又は紙媒体の写しとして保存し、当該データを閲覧に供する運用として差し支えないか。 この際、建築主の電話番号以外の事項については、代理者・設計者等の電話番号を含めてマスキング等せずに閲覧に供して良いか。	貴見のとおりです。

「建築計画概要事項を記載した書類」及び「建築物処分概要事項を記載した書類」について、全国共通の様式、標準レイアウト又は記載例を示してほしい。 全国共通の様式等を示さない場合、各特定行政庁が独自の書式を作成して閲覧に供するとの理解でよいか。	台帳の概要事項の閲覧について、改正後は原則としてオンラインでの閲覧を可能とする情報システムにおける閲覧事項の表示方法に則って運用されることとなるため、閲覧に供する書類の具体的な様式は設けない予定です。独自の情報システム等を使用する場合は、各特定行政庁が独自の書式を作成して閲覧に供することとなると考えております。
施行日前の概要書について、閲覧に必要な情報を電磁的記録として保持している場合､保存期間経過後に紙媒体を廃棄できるのか。また、廃棄する場合、概要書全体を PDF 等で保存する必要があるのか、必要な記載事項をデータベース等に登録して概要書相当の書類を再現できればよいのか。	施行日前の概要書について、具体的な保存・廃棄のルールは各特定行政庁によって異なりますが、一般論として、閲覧に供するべき事項を電磁的記録として保持している場合、紙媒体を廃棄することは問題ないと考えられます。この場合、概要書全体を PDF 等で保存する必要はなく、台帳記載事項をデータベース等に登録する形でも差し支えありません。
仮使用認定、許可、認定及び全体計画認定等に係る図書・書類の保存期間について、既存建築物の適法性調査や改修時の利便性及び自治体間の運用統一の観点から、全国共通の標準的な考え方又は指針・保存方法を示してほしい。	今後の参考とさせていただきます。
改正後の別記第２号様式について､確認済証に記載された番号（処分概要事項）との紐付けを容易にするため、当該番号を閲覧の対象とするべきではないか。	別記第２号様式の第一面の確認番号欄等は、書面でのやりとりを前提に設けているものであり、当該欄を台帳に記載する必要はなく、閲覧の対象ともしておりませんが、いただいたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、共通システムにおいては、一の建築物について、建築計画概要事項と建築物処分概要事項が紐付く形で閲覧できる仕様とすることも検討しております。

施行日前の処分等に関する台帳の記載や閲覧について、従来どおり扱うことができるとする経過措置があるが、検索性等の観点から、過去の資料の電子化を求める範囲等があれば公表されたい。 また、電子化が行われない資料について、閲覧に供する方法や、当該資料を検索する方法を示してほしい。 また、電子化時のデータ確認や紙原本を廃棄できる条件、保存・復旧・データ移行に係る責任主体と基準を明確にしてほしい。	従前の処分等概要書については、当該概要書の記載事項全てを台帳に記載し電子化することが望ましいと考えられますが、電子化されない従前の処分等概要書については、引き続き紙面等による閲覧を行うことができます。 なお、従前の処分等概要書の記載事項全てを台帳に記載し、情報システム等により閲覧に供することを可能とする措置が講じられている場合は、従前の処分等概要書を破棄しても差し支えありません。
書類の閲覧について、詳細な内容を確認できるよう、確認済証を交付した指定確認検査機関において閲覧できるようにしてほしい。	特定行政庁は、建築基準法第 12 条第８項に基づき台帳を整備・保存するとともに、同法第 93 条の２において閲覧させなければならないとしていることから、指定確認検査機関に対してされた申請についても、建築計画概要事項等について、特定行政庁において閲覧することが可能です。
オンライン閲覧にあたって全面的な対応を行うことは必須ではなく、例えば、建築物処分概要事項のうち許可・認定関係が未整備でであったとしても整備できた範囲から順次オンライン閲覧の運用を開始して差し支えないか。	貴見のとおりです。
電子送付する確認審査報告等のファイルについて、PDF 形式等の指定はあるか。また、改変防止のロックや審査機関の透かし・押印等があるファイルでも差し支えないか。	形式の指定はありません。報告を行う指定確認検査機関と特定行政庁の間で取り決めていただきたく存じます。

建築物処分概要事項に係る各種許認可の情報は、確認申請書第３面から転記することが想定されるため、同欄の注意事項に、規則第６条の３第１項第１号ロ(4)～(7)に規定する事項を記載する旨を明記してほしい。	確認申請書第三面【14.許可・認定等】については、建築物及びその敷地に関して受けた許可・認定等について記載するよう注意書きで求めており、建築物処分概要事項である規則第６条の３第１項第１号ロ(4)～(7)に規定する事項に含まれていないものについても記載を行うことができます。そのため、確認申請書第三面【14.許可・認定等】に記載されている内容をすべてそのまま転記すればよいということではなく、ご指摘のような注意書きを記載することは想定しておりません。
建築計画概要書第二面の【18. 建築基準法第 12 条第１項の規定による調査の要否】欄が確認申請書へ移るとみられるが、確認審査では記載漏れのみを確認し、定期報告の要否自体は審査対象としないとの理解でよいか。	定期報告の要否についても引き続き審査対象となります。
表２に示された新様式について、どの部分が閲覧対象となるのか示してほしい。	改正後の規則第 11 条の３で定める事項が閲覧対象となります。
定期報告台帳のデジタル化やデータ入力の効率化のため、各階の用途・面積等の変動する項目は維持する一方、用途地域、建物の構造、敷地面積、建築面積等の公的台帳等で既に管理されている固定的な情報は、毎回の報告書の記載項目から削除し、定期報告で管理すべき項目に特化した様式としてほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
「許可に付す条件」には長文や図面を参照するもの等もあり、押印廃止後の通知書の真正性確認のためには台帳への記載方法を統一する必要があることから、記載方法の基準を示してほしい。	別記第 45 号様式による許可通知書に記載された許可に付す条件全てが台帳記載事項となります。

規則第６条の３第１項第１号ハ、第２号ハ及び第３号の「報告書に記載された事項」には、各定期報告書に添付される調査・検査結果表や図面等も含まれるのか。	各定期報告書に添付される調査・検査結果表や図面等は、規則第６条の３第１項に規定する台帳記載事項には含まれません。
別記第 36 号の 2 様式第１面 5 欄イに項目ごとのチェック欄を設けた趣旨を示してほしい。【ロ.指摘の概要】に指摘内容を記載するのであればチェック欄は不要ではないか。また、既存不適格の場合はチェックがあっても【ロ.指摘の概要】に記載されないため、第三者が閲覧した際に分かりにくいのではないか。	定期調査報告書の第一面５欄イ・ロは、従前の定期調査報告書の第三面２欄において項目ごとに記載欄を設けていたものを、項目ごとのチェック欄を設けることにより集約したものです　。【イ．指摘の内容】には項目ごとの要是正の指摘の有無、【ロ．指摘の概要】には要是正の指摘ありの場合に指摘の概要を記載いただくこととしています。 また、従前の定期調査報告書で既存不適格の場合に指摘の概要の記載を求めていなかったところ、改正後の様式でも同様の扱いとしています。
建築物に係る台帳の記載すべき事項は、建築計画概要事項及び建築物処分概要事項等であり、確認申請書第四面以降の事項は含まれないところ、台帳に記載されるべき事項はおおむね現行の建築計画概要書及び処分等概要書に記載されている事項と同等との理解でよいか。	貴見のとおりです。
台帳の記載事項は、全てを検索・集計可能な個別のデータ項目として登録する必要があるのか。	DX 推進の観点からは検索・集計可能な個別のデータであることが望ましいと考えられますが、本改正により義務付けられるものではありません。

主要項目を台帳データとして登録し、その他の記載事項は物件にひも付けた申請書等の PDF で管理する方法も、「台帳への記載」として認められるのか。認められる場合、申請書等の保存期間が 15 年であることにかかわらず、台帳及び閲覧書類として、当該建築物が滅失・除却されるまで当該 PDF を保存する必要があるのか。	貴見のとおりです。なお、この場合、主要項目を記載した台帳データと、物件にひも付けた申請書等の PDF をあわせて、一つの台帳として管理する必要があります。
計画変更の確認があった場合、申請書第二面、第三面、第七面について、最新のもののみを閲覧に供すればよいのか、変更前のものも併せて閲覧に供する法令上の要請があるのか。	最新のもののみを閲覧に供することで差し支えありません。
計画変更の場合、当初の建築確認や処分概要事項等のデータは、整備が予定されている共通システムにおいて紐付けて閲覧することができるのか。また、計画変更前の確認済証番号等は台帳記載事項に含まれるのか。	計画変更に係る当初申請の情報を台帳に記載する場合のシステム上のあり方については、システム整備に向けた今後の検討事項とさせていただきます。 計画変更前の確認済証番号は、建築物処分概要事項として台帳記載事項に含まれます。
定期調査報告書・定期検査報告書について、閲覧に供する項目と閲覧対象外となる項目を明確に示してほしい。	定期調査報告書・定期検査報告書の第一面及び第二面に記載された事項（所有者・管理者の電話番号を除く。）が閲覧に供する項目並びに第三面に記載された項目が閲覧対象外となる項目となります。
定期調査報告書（建築物）第一面６欄の該当項目について、調査者が管理者に確認しても把握できない場合が多いため、当該項目を削除するか、対象の有無のみを記載する形式としてほしい。	今後の参考とさせていただきます。

定期検査報告書（建築設備）第一面について、【イ．指摘の内容】を記載するのであれば、【ロ．指摘の概要】は重複するため削除し、詳細は備考欄に記載することとしてほしい。	定期検査報告書（建築設備）の第一面４欄【ロ．指摘の概要】は、従前の定期調査報告書の第二面 6・10・14・18 欄の記載事項と対応しているほか、第一面５欄【ロ．指摘の概要】は、従前の定期調査報告書の第三面２欄の記載事項と対応しております。【イ．指摘の内容】には設備種別ごとの要是正の指摘の有無、【ロ．指摘の概要】には要是正の指摘ありの場合に指摘の概要を記載いただくこととしています。
定期調査報告等の第１面の受付欄等は台帳記載事項に該当するのか。該当しない場合、書類の記載日、提出日及び特定行政庁の受付日が異なる場合、台帳にはいずれの日付を記載するのか。	申請書・報告書の第一面最下部に設けている受付欄等の内容は、台帳に記載しなくてよいものとします。 法定の台帳記載事項としては、定期調査報告書第１面６欄等の調査実施日等のみが該当します。
建築基準法令の規定による処分等に関する書類等のオンライン閲覧について、共通システムでは、「建築計画概要書その他の書類の閲覧について」（平成 21 年国住指第 3133 号）にて示されている規程例による閲覧申込票を提出することによる手続は想定しているのか。	現時点では、閲覧申込票の提出を必須とはしない方針ですが、システム整備において今後検討してまいります。
閲覧制限がなく手続が不要の場合、システム上で特定の建築物の概要事項を検索する方法はどのようになるのか。また、建築主名による検索は個人情報保護の観点から問題があるため、地名地番のみとなるという認識でよいか。これらの取扱いについては国土交通省において明確にしてほしい。	共通システムにおけるオンライン閲覧では、地名地番や住所等による検索を想定しています。 取扱いの明確化については、システム共通化に向けた今後の検討事項とさせていただきます。

閲覧の対象となる各種書類は、それぞれ単体（規則第 11 条の３第１項各号イ・ロ・ハの単位）で閲覧できればよいのか。また、複数の書類をまとめて閲覧させる場合、どの程度の単位を想定しているのか。	単体で閲覧に供することは差し支えありません。
建築物処分概要事項は、送付される報告書のデータから台帳として整理・登録される仕組みを想定しているのか。	貴見のとおりです。
台帳や概要書の閲覧データをダウンロードすることは可能となるのか。また、ダウンロード等により収集したデータの販売など、二次利用について制限を設ける予定はあるのか。	ダウンロードの可否及び収集したデータの二次利用の取扱いについては、システム共通化に向けた今後の検討事項とさせていただきます。
概要情報について、全国どこからでも Web 上で閲覧できる仕組みを目指しているとの理解でよいか。	情報システム等を利用し、閲覧者がインターネット上で概要事項を閲覧できる環境を目指しております。
紙媒体保存が許容される場合、閲覧対象となる書類及び保存義務の対象書類について、どの範囲を紙媒体で保存すべきと考えているのか。	全ての閲覧対象・保存義務対象となる書類について、電子又は紙媒体の少なくともいずれかで保存されている必要があります。
閲覧対象となる台帳について、建築物・工作物の滅失を把握できるよう、建築物除却届と建築確認等の情報を紐付ける仕組みとしてほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。

今回の改正では建築計画概要事項の閲覧対象から建築主の電話番号を除くこととしているが、施行日前のものは附則第３項の規定により従前の例によることができるため、平成 17 年以前の電話番号が記載された概要書については、電話番号を除かずそのまま閲覧させることが可能か。	平成 17 年６月１日以前の様式に基づく概要書の閲覧については、建築主の電話番号は閲覧対象外とする旨を技術的助言（平成 17 年６月１日国住指第 667 号）で周知しております。
改正後の規則第 11 条の３第１項第４号ハに規定される「工作物処分概要事項」とは、どのような事項を想定しているのか法令上に規定していただきたい。	「工作物処分概要事項」は、改正後の規則第６条の３第１項第４号ロ(2)で定義しております。
概要書の廃止に伴う台帳記載事項の閲覧について、従前の「建築計画概要書等の閲覧に関する規程（例）」のような規程例を示す予定はあるか。また、オンライン閲覧における閲覧手続の要否や、法第 93 条の２の趣旨を踏まえた確認方法について、国の見解を示してほしい。	本改正に伴い、建築計画概要事項等の閲覧に関する規程例を示す予定はありませんが、オンライン閲覧に係る閲覧手続の要否については、システム共通化に係るご意見として、今後の検討事項とさせていただきます。
定期報告書の確認済証・検査済証に関する欄について、検査済証がない理由や建築物の工事経緯を把握できるよう、工事の種別（新築・増築・用途変更等）の記載欄を追加してほしい。また、新築時とその後の増築・用途変更等を時系列で把握できるよう記載欄を分けてほしい。	今後の参考とさせていただきます。

建築物処分概要事項について、現行の処分等概要書の廃止後、どのような形式で閲覧させるのか。確認申請に関連する処分概要事項は一連の情報として現行の処分等概要書のような形式で閲覧させ、確認申請に紐づかない処分については別の書類として閲覧させることも可能か。	改正後の規則第 11 条の３で定める建築物処分概要事項を記載した書類に該当するものであれば、ご指摘のような形式で閲覧に供することも可能です。
許可・認定に係る閲覧書類が建築物処分概要事項のみでは、物件の所在地や申請者を特定できないのではないか。許可・認定の申請書情報を閲覧対象としていない理由と、どの情報により物件を特定することを想定しているのか示してほしい。	現行においても、別記第 37 号様式の建築基準法令による処分等の概要書によって処分に係る事実の閲覧がなされているところ、許可・認定に係る各様式の項目のうち、従前の処分等の概要書に記載されていた事項に相当する項目を建築物処分概要事項とし、閲覧対象としているものです。物件の特定にあたっては、従前どおり各種処分に係る番号等により特定することとなります。
仮使用認定、許可、認定及び全体計画認定に関する図書等について、今回の改正に併せて特定行政庁に保存を求めることとした理由を示してほしい。	法第 12 条第８項において、特定行政庁は確認その他の建築基準法令の規定による処分台帳を整備し、かつ当該台帳（当該処分に関する書類で国土交通省令で定める書類を含む。）を保存しなければならないとしており、同条第９項において当該台帳及び書類の保存期間を定めるものとしております。本改正により、台帳記載事項として従前の処分等概要書の記載事項が明確化されたことに伴い、建築物処分概要事項の対象となる処分に係る図書及び書類についても、当該図書の保存が重要であることを踏まえ、規定上明確に保存を求めることとしたものです。
規則第 11 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく閲覧書類について、申請者への説明や閲覧規程等の策定に使用できるよう、現行の「概要書」に代わる統一的な呼称を定めてほしい。	今後の参考とさせていただきます。 なお、閲覧に供すべき事項につきましては、第６条の３第１項において「～～概要事項」と定義しております。
システム等による台帳の整備について、簡易な Excel 等による台帳管理でも差し支えないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

規則第６条の３第１項第３号の末尾に「・・・その他特定行政庁が必要と認める事項」とあるが、同項第１号ハ、第２号ハなどにはそのような記載はない。 防火設備定期検査報告概要事項にだけこのような記載があるのは、何か特別なことを想定されているからでしょうか？	改正後の規則第６条の３第１項第１号から第４号までにおいて、「次に掲げる事項その他特定行政庁が必要と認める事項」を規定しております。
オンライン閲覧について、通知書との真正性確認を効率的に行えるよう、複数件をまとめて閲覧・取得でき、一定の形式でデータを出力できるようにしてほしい。また、閲覧できる情報の項目を全国で統一してほしい。	システム共通化に係るご意見として、参考とさせていただきます。
建築物定期調査報告概要事項等は項目のみを指し、記載事項の順番の定めはないと解釈してよいか。	貴見のとおりです。
許可・認定等が台帳記載事項及び閲覧対象となることに伴い、建築確認電子申請受付システムの改修は行われるのか。また、この改修が行われるのであれば、確認申請前に行われた許可・認定等が、その後の確認申請や確認審査報告書等と確実に紐付けられるよう、必要なシステム改修等を行ってほしい。	許可・認定等の電子申請については、建築確認電子申請受付システムにおいて令和９年４月を目標に対応することを検討しております。確認申請前に行われた許可・認定等に係る処分と、当該処分後に行われた確認申請等の情報の紐付けについては、システム整備に向けた今後の検討事項とさせていただきます。
改正後の各種処分概要事項と改正前の処分等概要書との違いを明確にしてほしい。	改正後の建築物処分概要事項は、改正前の処分等概要書に記載すべき事項に「仮使用認定」「許可・認定」「全体計画認定」に係る処分の事項が含まれることを明確化し、「4.その他の処分事項」「5.定期報告事項」を除くものとなります。
規則第 11 条の 3 第 1 項第 1 号ハの「〇〇による書類」と同条の「〇〇を記載した書類」とでは、記載の方法等に違いがあるのか。	記載方法に差異が生じることはありません。各特定行政庁の実情に応じた方法で書類を作成することができます。

通知書の真正性を担保するため、法第 40 条に基づく条例による許可・認定及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第９条の建築基準関係規定に係る許可・認定についても、台帳記載事項に含めるべきではないか。含めない場合、通知書の真正性をどのように担保するのか。	法第 40 条に基づく条例による許可・認定は、その根拠や手続が地方公共団体ごとに異なることから、また、令第９条の建築基準関係規定に係る許可・認定は、建築基準法以外の法令に基づき各法令の所管する行政庁等が行う処分であることから、台帳記載事項には含めないこととしています。 なお、改正後の規則第６条の３第１項では台帳記載事項として「その他特定行政庁が必要と認める事項」が定められており、特定行政庁が法第 40 条に基づく条例による許可・認定や令第９条の建築基準関係規定に係る許可・認定に係る処分を台帳に記載することは可能です。 また、上記の処分が台帳に記載されていないことも考えられることから、通知書の真正性の確認にあたっては、当該許可・認定を行っている行政庁等に問い合わせることが考えられます。
（３）特定行政庁の許可、認定及び指定に係る通知書の押印廃止について	
処分の事実の閲覧や押印を廃止する通知書の真正性確認を後から行えるよう、仮使用認定、許可、認定及び全体計画認定に関する図書及び書類の保存期間は特定行政庁の裁量に委ねず、省令で下限を定めていただきたい。少なくとも検査済証の発行後も、建築物が存する間は保存し、滅失・除却の後も一定期間は保存することを義務付けていただきたい。	今般新たに台帳への保存を求めることとした許可・認定等に係る図書及び書類については、その内容や、提出の要否を主として特定行政庁が規則で定めているため、保存期間についても特定行政庁において定めることとしております。
許可・認定に係る通知書の押印廃止について、台帳記載事項との突合により真正性を確認できるとしているが、通知書への電子署名は不要との理解で良いか。また、非改ざん性についても担保されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、非改ざん性の確認にあたっては、通知書を発出した特定行政庁へ問い合わせること等が考えられます。

（4）書類の電子化に係る根拠規定の整理について	
書類を電子ファイル又は電磁的記録媒体に記録して書面に代えることができる旨の規定が削除されるが、改正後、電子ファイルや電磁的記録媒体による書類の保存はどのような取扱いとなるのか。	本改正は電子情報処理組織や電磁的記録を利用して行う手続について、根拠規定をデジタル手続法に一本化するものであり、電子ファイルや電磁的記録媒体による書類保存の取扱いは、従前と同様となります。
（5）定期検査報告書（防火設備）における記載の見直しについて	
改正後の別記第 36 号の 5 様式（定期検査報告書（防火設備））について、第 1 面に防火設備の全体枚数と「要是正の指摘あり」の枚数の記載欄が追加されたが、前者は第 2 面にも記載欄が残っており、重複している点について解消することはできないのか。	定期検査報告書（防火設備）の第二面は定期検査に基づく指摘の概要を、第二面は定期検査の対象となる建築物及び防火設備の概要を記載するものです。本改正では、要是正の指摘の対象となる防火設備の割合を容易に把握できるよう、第一面に「要是正の指摘あり」の枚数と併せて、全体の枚数を記載する欄を追加したものです。第二面においては、指摘の有無にかかわらず、引き続き定期検査の対象となる防火設備の全体の枚数を記載することとしています。
定期検査報告書（防火設備）について、「全体の防火設備の数に対する指摘のあった防火設備の数」を把握できる記載は好ましい。建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 285 号）別表 4 「非常用照明の照度測定表」のような形式を想定しているのか。	全体の防火設備の数に対する指摘のあった防火設備の数について、建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件別表 4 のように別表等での記載を求めるものではなく、定期検査報告書（防火設備）の第 1 面に記載欄を設けております。

定期検査報告書（防火設備）第１面について、「イ．指摘の内容」を記載するのであれば、「ロ．指摘の概要」は重複するため削除し、詳細は備考欄に記載することとしてほしい。	定期検査報告書（防火設備）の第一面４欄【ロ．指摘の概要】は、従前の定期調査報告書の第二面６欄の記載事項と同様です。【イ．指摘の内容】には設備種別ごとの要是正の指摘の有無、【ロ．指摘の概要】には要是正の指摘ありの場合に指摘の概要を記載いただくこととしています。
防火設備に係る是正指導の優先度を判断するためには、総数や要是正数だけでなく、防火設備の種別、設置区画の種類及び不適合の内容等も把握できるような仕組みとしてほしい。	今後の参考とさせていただきます。
定期検査報告書（防火設備）について、非常用照明の数も把握できるようにするとともに、これらの情報を消防署と共有できるようにしてほしい。	非常用照明につきましては、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））において記載を求めております。当該情報の消防署との共有に係るご意見は、今後の参考とさせていただきます。
別記第 36 号の 5 様式第一面について、法第 3 条第 2 項の適用を受ける防火設備に指摘があった場合も、「指摘のあった防火設備」として計上するとの理解でよろしいか。	貴見のとおりです。
定期検査報告書（防火設備）の見直しについて、これまでも添付図面等により指摘の多さは一定程度把握できた中、今回の見直しにより、要是正の指摘数が多く是正の緊急性が高い建築物に対して、具体的にどのような指導を行うことを想定しているのか。また、要是正の割合に応じた区分や行政指導の基準を設ける予定はあるか。	今回の改正は、要是正の指摘数が多く是正の緊急性が高い建築物に対して、優先的に指導を行うことを可能とするものです。なお、要是正の割合に応じた区分や行政指導の基準を設ける予定は現時点でございません。

防火設備定期検査報告書の様式について「要是正の指摘あり」の場合だけでなく「指摘なし」の場合にも防火設備の数を把握できるよう、設備数をいずれの場合も記載する様式としてほしい。これにより、建物所有者が同規模の建物と比較し、指摘の有無と設備数や維持管理の状況との関係を把握できるようにしてほしい。	要是正の指摘数が多く是正の緊急性が高い建築物に対して、当該建築物全体の防火設備の数と要是正の判定を受けた防火設備の数を第一面に記載を求めることで、指導の優先順位に係る判断の参考情報とすることを目的とした改正であるため、「要是正の指摘あり」の場合、第一面に防火設備数を記載することとしています。 なお、第二面において、定期検査報告に係る建築物全体の防火設備の数については把握することが可能です。
ドレンチャーについて、様式では「台数」とされている一方、注意書きでは散水ヘッドの「個数」を記載することとされている。検査項目によって散水ヘッドの個数が関係する場合や、水圧不足による不作動の場合など取扱いが異なるため、各検査項目における記載方法を注意書きに具体的に示してほしい。	定期検査項目のドレンチャーについては、原因によらず正常に作動しない散水ヘッドの個数を記載することを想定しております。
（6）その他	
今回の改正に伴うシステム改修、データ移行・運用について、国と自治体の作業の分担を明確にしてほしい。また、申請者の負担軽減だけでなく、国・自治体に新たに生じる作業・運用費用も含め、費用に対する効果をどのように見積もり、検証するのか示すべきである。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月 21 日閣議決定）中の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、共通システムの整備については国が対応し、共通システムの利用や共通システム以外のシステムにおける改修、データ移行等については、自治体の作業により行うこととしています。 申請者、国、自治体を含めたシステム導入の効果検証については、システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。

今回の改正は個別の情報システムの改修等を要する大幅なものであり、現時点では来年度の予算要求やベンダーとの調整が困難であるため、施行時期を見直してほしい。 また、個別の情報システムについて技術的に改修が間に合わない可能性があるため、システム整備が間に合わない場合を考慮した経過措置を設けてほしい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月 21 日閣議決定）中の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、地方公共団体が利用する電子システムについて国が整備を行い、システムの共通化を図る等の方針が打ち出されているところ、地方公共団体が、本改正に対応したシステムへ改修する対応等にかかる期間を考慮し、令和 10 年 4 月施行としているものです。 本省令は、建築基準法令に基づく手続への情報システムによる対応を義務付けるものではなく、システムの改修が間に合わない場合であっても申請書等のうち閲覧対象事項の記載された面を閲覧に供する等の対応が可能ですが、上記計画の趣旨に鑑み、ご対応いただくことが望ましいと考えております。
確認申請書第７面と規則第１条の３の添付図書の配置図で記載内容が異なると、設計・審査における重複作業や整合確認が生じるため、効率化の観点から両者の記載内容を同一にしてほしい。	主に閲覧に供することを想定して提出を求めている確認申請書第七面と、確認審査の用に供するため提出を求めている添付図書では、記載が求められる情報が異なります。
改正後の別記第２号様式第七面及び別記第 11 号様式第三面の配置図について、審査に必要な事項を確認したり、指定確認検査機関と行政庁のシステム間で支障なくデータを連携したりできるよう明示事項を詳細化し、図面による記載例を示してほしい。また、電子閲覧も踏まえ、記載内容を明確に読み取れるよう、縮尺の範囲、解像度、文字の最低サイズや外字や IVS 文字等の取扱い等の全国共通の基準を示してほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
共通システムの台帳を利用する場合、導入・利用に必要な費用はどの程度を想定しているのか。	現時点で未定です。

既存の台帳システムに建築計画概要事項の登録・閲覧機能がなく、システムの全面改修や再構築が必要となる場合、国等による財政支援・補助制度を設ける予定はあるか。また、活用可能な既存の補助制度があれば示してほしい。 また、閲覧に際して利用料を徴収し、その収入を自治体のデータ補助費に充てるなどの方策を検討して欲しい。	システム共通化に向けた今後の参考とさせていただきます。
建築計画概要書の廃止に当たっては、不動産売買等や既存建築物の調査等において過去の確認申請の事実や配置図等を確認できるよう、行政における確認申請書の保存年限を延長することや、従来の概要書の写しの交付に代わり、過去の確認申請等の内容を申請時期によらず提供できる仕組みを各特定行政庁が整備出来るよう、国が支援をすべきではないか。	確認申請の事実や配置図等につきましては、引き続き建築物処分概要事項や建築計画概要事項として取り扱われ、建築物の滅失・除却まで閲覧の対象となります。
概要書廃止後も定期報告が紙で提出された場合、行政庁に閲覧情報の入力等の事務が新たに生じるため、報告者に対し、改正後はオンラインによる提出を前提とすることを技術的助言や説明会等で周知してほしい。また、令和 9 年度中に所有者等へ周知できるよう、国からの技術的助言等は今年度中に発出してほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。なお、本省令に係る技術的助言等は公布と同時期の発出を予定しております。
Web による閲覧・印刷について、手数料を徴収することを想定しているのか。また、Web 閲覧・印刷について手数料を徴収することが技術的に可能であるか確認しているのか。	個別の情報システムによる概要事項の閲覧・印刷について、手数料の徴収を禁止するものではありません。なお、共通システムにおけるオンライン閲覧機能については、現時点では閲覧者は無償で行えるものとする方針ですが、オンラインでの写しの交付を含めて、システム整備に向けた今後の検討事項とさせていただきます。

全行政庁へのシステム導入に当たり、地方公共団体が個別に契約する仕組みとするのではなく、十分な準備期間を確保した上で、国が主体となって特定行政庁が単独で運用できるシステムを構築してほしい。	建築基準法の運用主体は特定行政庁であるため、地方公共団体において共通システムをはじめとした情報システムの導入を行っていただくものとしております。なお、システム導入に向けた準備期間を設けるため、施行を令和 10 年 4 月としております。
定期調査・検査報告のオンライン化に当たり、各様式の記載方法や項目間の整合条件を提出前に自動確認し、誤りがある場合には該当項目、理由及び修正方法を表示して、報告者が修正できる機能を設けてほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
建築確認や定期調査・検査等の申請・報告内容を紙や PDF から台帳へ転記する際のミスを防止するため、ヒューマンエラーを解消する方法を施行までに検討し、行政機関等へ周知してほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
別記様式の見直しに伴う様式作成の負担を軽減するため、改正後の様式を Word・Excel 形式で提供してほしい。	システム共通化に係るご意見として、今後の参考とさせていただきます。
行政手続のオンライン化を進めたいが、オンライン化にかかる予算措置（共通システムの導入）が難しいため、利用者の利便性向上や行政の効率化の観点から、将来的にオンライン化の整備を法制化してほしい。	今後の参考とさせていただきます。

自治体の財政力や人員等によって電子化や情報の検索・閲覧に地域差が生じないよう、申請受付、台帳整備、書類保存・閲覧のうち共通システムが対応する範囲と、共通システムを使用せず独自のシステムを使用する自治体が確保すべきシステムの性能の最低水準を明確にしてほしい。また、施行時点でシステムへの対応が困難な自治体でも必要な情報を取得できる代替手段を示してほしい。	共通システムでは申請受付、台帳整備、書類保存・閲覧の全てに対応可能とする予定ですが、いずれについてもシステムを使用しない従前の方法で対応することも可能です。
建築基準法に加え、建築基準関係規定に基づく許可等も同一部署で所管している場合があり、法令ごとに押印の取扱いが異なると申請者･行政庁間の認識誤り等の影響が生じるおそれがあるため、押印廃止・電子化が阻害されないよう、関連法令を含め横断的に整理してほしい。	今後の参考とさせていただきます。
概要では表３に掲げる処分通知書が閲覧対象とされている一方、建築物処分概要事項を定めた規則第６条の３第１項第１号ロにおいては不利益処分が含まれていないように見えるが、どのような整理か。不利益処分は閲覧対象とすべきではない。	概要表３に掲げる処分通知書のうち、閲覧対象となるのは規則第６条の３第１項第１号ロに掲げる建築物処分概要事項に限ります。不利益処分は台帳記載事項に含まれず、閲覧対象にもなりません。
現状建築確認に係る電子システムとして広く利用されているICBAのシステムによるWeb閲覧が義務ではない中、希望しないWeb 閲覧機能等も含めた一体契約により利用料を増額することは、行政庁の費用負担を増加させ、かえってシステムの普及や利用者の利便性向上を阻害するおそれがあるため、反対する。	共通システムの整備に当たっては、各特定行政庁でのシステム導入時にオンライン閲覧の利用有無等を選択できる方策を検討しております。